

秋田県告示第63号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和8年2月13日

秋田県知事 鈴木 健 太

- 1 (1) 処分をした年月日  
令和8年1月13日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
高勇建設  
南秋田郡井川町浜井川字土樋154番地1  
高 橋 勇 三  
秋田県知事許可（般－3）第3705号
- (3) 処分の内容  
土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実  
令和8年1月8日付けで土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日  
令和8年1月27日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
有限会社吉田保温  
秋田市新屋栗田町22番17号  
代表取締役 吉 田 留三郎  
秋田県知事許可（般－4）第8754号
- (3) 処分の内容  
熱絶縁工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実  
令和8年1月26日付けで熱絶縁工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日  
令和8年2月2日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
有限会社鈴木建設  
南秋田郡井川町黒坪字越雄33番地の3  
代表取締役 鈴 木 明  
秋田県知事許可（般－4）第10542号
- (3) 処分の内容  
土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実  
令和8年1月30日付けで土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。